

新潟市がん予防促進連携協定書（案）

新潟市（以下「甲」という。）と株式会社〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、本市におけるがん予防に関する取組みにおいて、相互の協力が可能な分野における連携を推進するため、以下のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に連携及び協力してがん検診の受診率向上を図り、がんの早期発見・早期治療により市民のがん予防を促進することを目的とする。

（連携・協定事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次のいずれかの事項について連携し協力する。

- （1）従業員に対するがん検診の受診勧奨
- （2）顧客窓口におけるパンフレットの配布やポスターの掲示等によるがん検診の受診勧奨
- （3）系列企業や取引企業等に対するがん検診の受診勧奨
- （4）がん検診受診啓発のための市民向けイベントの実施
- （5）その他、がん検診の受診啓発やがん予防に関わる積極的な取組み

2 乙は、あらかじめ書面による甲の同意を得た上で、商品パッケージ、広告等に「新潟市がん予防促進連携協定」を締結した企業である旨を表示することができる。

（取組状況の報告）

第3条 乙は、当該年度の取組状況を、翌年度の4月末までに、別に定める報告書により報告するものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、連携・協力事項の検討、実施により得た情報（秘密である旨が示された情報に限る。）を、当事者間の書面による承諾なしに、第三者に開示・漏洩してはならない。

2 前項に定める義務は、本協定の終了後も存続するものとする。

（協定の有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙から申し出がない場合は、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以降同様とする。

（協定の見直し及び解除）

第6条 甲及び乙のいずれかが、本協定内容の変更又は解除を申し出たときは、当事者間の協議により、本協定の変更又は解除を行うものとする。

2 甲及び乙は、相手方が法令又は本協定の趣旨に反すると認めた場合は、本協定を解除することができる。

(疑義等の決定)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙間で協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名し、押印の上、各自その1通を保有する。

年 月 日

甲 新潟市中央区学校町通1番町602番地1
新潟市
代表者 新潟市長 ○○ ○○

乙